

働きやすい職場「ひなたの極」年次有給休暇取得率算定における

労働者 1 人平均年間休日総数の取扱いについて

令和 6 年 1 月 9 日
雇用労働政策課

1. 令和 6 年度「ひなたの極」認証審査における年次有給休暇取得率算定における労働者 1 人平均年間休日総数の数値は以下のとおりとする。

労働者数	労働者 1 人平均年間休日総数(※)
1000 人以上	119 日
300 人以上 999 人以下	117 日
100 人以上 299 人以下	113 日
1 人以上～99 人以下	111 日

※厚生労働省就労条件総合調査令和 5 年調査から

2. 算定例

- (1) 労働者数 50 人、年間休日が 115 日の企業で、年次有給休暇を 20 日付与された労働者が年間 5 日間取得した場合

$$\left[\frac{115}{\text{年間休日数}} - \frac{111}{\text{平均休日総数}} \right] + \frac{5}{\text{取得日数}} \div \frac{20}{\text{付与日数}} = 45\%$$

- (2) 労働者数 150 人、年間休日が 120 日の企業で、年次有給休暇を 20 日付与された労働者が年間 10 日間取得した場合

$$\left[\frac{120}{\text{年間休日数}} - \frac{113}{\text{平均休日総数}} \right] + \frac{10}{\text{取得日数}} \div \frac{20}{\text{付与日数}} = 85\%$$